

関税率表解説改正

新	旧
第 30 類 医療用品 注 1～3 （省 略） 4 第30.06項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 （a）外科用のカットガットその他これに類する縫合材（<u>外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。</u>）及び切開創縫合の接着剤（殺菌したものに限る。） （b） （省 略） （c）<u>外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。）</u> （d）～（k） （省 略） <u>（l）瘻（ろう）造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻（ろう）用、回腸造瘻（ろう）用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）</u> 30.01 臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質（他の項に該当するものを除く。） （削 除） 3001.20 - 腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物 3001.90 - その他のもの （省 略）	第 30 類 医療用品 注 1～3 （省 略） 4 第30.06項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 （a）外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合の接着剤（殺菌したものに限る。） （b） （省 略） （c）<u>外科用又は歯科用の吸収性止血剤（殺菌したものに限る。）</u> （d）～（k） （省 略） （新 規） 30.01 臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質（他の項に該当するものを除く。） <u>3001.10 - 腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）</u> 3001.20 - 腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物 3001.90 - その他のもの （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） - 第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） 3004.31 - - インスリンを含有するもの 3004.32 - - コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの 3004.39 - - その他のもの （省 略） （省 略） ただし、28.43項から28.46項及び28.52項の混合してない物品は、たとえ上記（a）又は（b）の要件を満たした場合であっても、常に30.04項からは除外されることに注意する必要がある。例えば、コロイド銀は、投与量にし又は包装して医薬品として指示された場合であっても、なお28.43項に属する。 （省 略）	30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） - 第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） 3004.31 - - インスリンを含有するもの 3004.32 - - コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの 3004.39 - - その他のもの （省 略） （省 略） ただし、28.43項から28.46項までの混合してない物品は、たとえ上記（a）又は（b）の要件を満たした場合であっても、常に30.04項からは除外されることに注意する必要がある。例えば、コロイド銀は、投与量にし又は包装して医薬品として指示された場合であっても、なお28.43項に属する。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
30.06 この類の注4の医療用品 <u>3006.10 - 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）</u>、<u>切開創縫合用の接着剤</u>、<u>ラミナリア</u>、<u>ラミナリア栓</u>、<u>外科用又は歯科用の吸収性止血及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）</u>（<u>殺菌したものに限る。</u>） （省 略） <u>- その他のもの</u> <u>3006.91 - - 瘻（ろう）造設術用と認められるもの</u> <u>3006.92 - - 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u> この項には、次の物品のみを含む （１）～（３）（省 略） <u>（４）外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性であるかないかを問わない。）</u>（<u>殺菌したものに限る。</u>） <u>（５）血液型判定用試薬：（省 略）</u> （Ａ）～（Ｄ）（省 略） <u>（６）エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分からなるもののうち検査用又は診断用に混合したものに限る。）</u> （省 略） <u>（７）歯科用セメント及び歯科用充てん材料並びに接骨用セメント</u> （省 略） <u>（８）救急箱及び救急袋：</u> （省 略） この項には、医師用の精巧な医療キットを含まない。 <u>（９）避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限るものとし、小売用の包装にしたものであるかないかを問わない。）</u> <u>（10）医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u> （省 略） <u>（11）瘻（ろう）造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻（ろう）用、回腸造瘻（ろう）用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ</u>	30.06 この類の注4の医療用品 <u>3006.10 - 外科用のカットガットその他これに類する縫合剤</u>、<u>切開創縫合用の接着剤</u>、<u>ラミナリア</u>、<u>ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）</u> （省 略） <u>3006.80 - 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u> この項には、次の物品のみを含む （１）～（３）（省 略） （新 規） <u>（４）血液型判定用試薬：（省 略）</u> （Ａ）～（Ｄ）（省 略） <u>（５）エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分からなるもののうち検査用又は診断用に混合したものに限る。）</u> （省 略） <u>（６）歯科用セメント及び歯科用充てん材料並びに接骨用セメント</u> （省 略） <u>（７）救急箱及び救急袋：</u> （省 略） この項には、医師用の精巧な医療キットを含まない。 <u>（８）避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限るものとし、小売用の包装にしたものであるかないかを問わない。）</u> <u>（９）医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u> （省 略） （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
<u>並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）</u> <u>（12）薬剤廃棄物</u> この項には、当初に意図した使用に適しない薬剤（例えば、使用期限を過ぎたもの）を含む。	<u>（10）薬剤廃棄物</u> この項には、当初に意図した使用に適しない薬剤（例えば、使用期限を過ぎたもの）を含む。

関税率表解説改正

新	旧
第 31 類 肥料	第 31 類 肥料
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 化学的に単一の化合物 (2 (a)、3 (a)、4 (a)) 又は 5 のものを除く。 (c) (省 略) 2 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (c) 塩化アンモニウム又は (a) 若しくは (b) の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 (d) (a) の () 若しくは () の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料 3 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a) の物品 (ふっ素の含有量のいかんを問わない。) のうち二以上を相互に混合した肥料 (c) (a) 又は (b) の物品 (ふっ素の含有量のいかんを問わない。) と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (省 略)	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 化学的に単一の化合物 (2 (A)、3 (A)、4 (A)) 又は 5 のものを除く。 (c) (省 略) 2 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (C) 塩化アンモニウム又は (A) 若しくは (B) の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 (D) (A) の () 若しくは () の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料 3 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A) の物品 (ふっ素の含有量のいかんを問わない。) のうち二以上を相互に混合した肥料 (C) (A) 又は (B) の物品 (ふっ素の含有量のいかんを問わない。) と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。) のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
31.02 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省 略） （削 除） 3102.80 - 尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。） 3102.90 - その他のもの （省 略）	31.02 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省 略） <u>3102.70 - カルシウムシアナミド</u> 3102.80 - 尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。） 3102.90 - その他のもの （省 略）
31.03 リン酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 3103.10 - 過りん酸石灰及び重過りん酸石灰 （削 除） 3103.90 - その他のもの （省 略）	31.03 リン酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 3103.10 - 過りん酸石灰及び重過りん酸石灰 <u>3103.20 - 塩基性スラグ</u> 3103.90 - その他のもの （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
31.04 カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （削 除） 3104.20 - 塩化カリウム 3104.30 - 硫酸カリウム 3104.90 - その他のもの （省 略） （ A ）次のいずれかに該当する物品 <u>（ 1 ）塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、38.24項の培養単結晶（ 1 個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムで製造した光学用品（90.01）を除く。）</u> <u>（ 2 ）硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）</u> <u>（ 3 ）カーナリット、カイナイト、シルバイトその他の粗の天然カリウム塩類</u> （ 4 ） （省 略） （ B ） （省 略） （省 略）	31.04 カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） <u>3104.10 - カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）</u> 3104.20 - 塩化カリウム 3104.30 - 硫酸カリウム 3104.90 - その他のもの （省 略） （ A ）次のいずれかに該当する物品 <u>（ 1 ）カーナリット、カイナイト、シルバイトその他の粗の天然カリウム塩類</u> <u>（ 2 ）塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、38.24項の培養単結晶（ 1 個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムで製造した光学用品（90.01）を除く。）</u> <u>（ 3 ）硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）</u> （ 4 ） （省 略） （ B ） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
31.05 肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの１個の重量が10キログラム以下に包装したもの （省 略） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸－アンモニウム）及びオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらを相互に混合したもの（これらは、肥料として使用するものであるかないかを問わない。）：化学的に単一な化合物で<u>31.02項から31.04項までに</u>該当しないものは、たとえ肥料として使用できるものであってもこの項には含まれないことに注意しなければならない（例えば、硝酸カリウム（28.34）、りん酸カリウム（28.35））。 （Ｂ）～（Ｃ） （省 略） （省 略）	31.05 肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの１個の重量が10キログラム以下に包装したもの （省 略） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸－アンモニウム）及びオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらを相互に混合したもの（これらは、肥料として使用するものであるかないかを問わない。）：化学的に単一な化合物で<u>31.02項までに</u>該当しないものは、たとえ肥料として使用できるものであってもこの項には含まれないことに注意しなければならない（例えば、硝酸カリウム（28.34）、りん酸カリウム（28.35））。 （Ｂ）～（Ｃ） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) タンニンの貴金属塩その他の貴金属化合物 (28.43) 又は28.44項から28.46項及び28.52項までのタンニン誘導体 (b) ~ (e) (省 略)	32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) タンニンの貴金属塩その他の貴金属化合物 (28.43) 又は28.44項から28.46項までのタンニン誘導体 (b) ~ (e) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） （削 除） - その他の着色料及び調製品 （省 略） （削 除） 3206.49 - - その他のもの 3206.50 - ルミノホアとして使用する種類の無機物 （A）その他の着色料及びこの項の注3の調製品 （32.03項から32.05項までのものを除く。） （省 略） この項の着色料には、次の物品を含む。 （1）～（2） （省 略） <u>（3）ウルトラマリン（ultramarine）：群青（ultramarine blue）は複雑な組成で、かつては青金石（lapis lazuli）から得たが、現在は種々のけい酸塩、アルミン酸塩、炭酸ナトリウム、硫黄等の混合物を処理することにより人工的に調製している。緑色群青（green ultramarine）、ピンクウルトラマリン（pink ultramarine）及びバイオレットウルトラマリン（violet ultramarine）もこの項に含むが、イエローウルトラマリン（yellow ultramarine）と呼ばれる混合されてないある種のクロム酸塩はこの項には属しない（28.41）。_</u> <u>（4）リトポン（lithopone）その他の硫化亜鉛をもととした顔料：例えば、硫化亜鉛と硫酸バリウムとの種々の割合の混合物から成る白色顔料。_</u> <u>（5）カドミウム化合物をもととした顔料：例えば、硫化カドミウムと硫酸バリウムとの混合物から成る黄色顔料、硫化カドミウムとセレン化カドミウムとの混合物から成るカドミウム赤がある。_</u> （6）～（13） （省 略） （省 略） （B）ルミノホアとして使用する種類の無機物 （化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略）	32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） <u>3206.30 - カドミウム化合物をもととした顔料又は調製品</u> - その他の着色料及び調製品 （省 略） <u>3206.43 - - ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品</u> 3206.49 - - その他のもの 3206.50 - ルミノホアとして使用する種類の無機物 （A）その他の着色料及びこの項の注3の調製品 （32.03項から32.05項までのものを除く。） （省 略） この項の着色料には、次の物品を含む。 （1）～（2） （省 略） <u>（3）カドミウム化合物をもととした顔料：例えば、硫化カドミウムと硫酸バリウムとの混合物から成る黄色顔料、硫化カドミウムとセレン化カドミウムとの混合物から成るカドミウム赤がある。_</u> <u>（4）ウルトラマリン（ultramarine）：群青（ultramarine blue）は複雑な組成で、かつては青金石（lapis lazuli）から得たが、現在は種々のけい酸塩、アルミン酸塩、炭酸ナトリウム、硫黄等の混合物を処理することにより人工的に調製している。緑色群青（green ultramarine）、ピンクウルトラマリン（pink ultramarine）及びバイオレットウルトラマリン（violet ultramarine）もこの項に含むが、イエローウルトラマリン（yellow ultramarine）と呼ばれる混合されてないある種のクロム酸塩はこの項には属しない（28.41）。_</u> <u>（5）リトポン（lithopone）その他の硫化亜鉛をもととした顔料：例えば、硫化亜鉛と硫酸バリウムとの種々の割合の混合物から成る白色顔料。_</u> （6）～（13） （省 略） （省 略） （B）ルミノホアとして使用する種類の無機物 （化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
この項には、28.43項から28.46項まで及び28.52項の各項に該当する物品（例えば、酸化イットリウムと酸化ユーロピウムの混合物）を含まない（包装形態及び用途を問わない。）。 （省 略）	この項には、28.43項から28.46項までの各項に該当する物品（例えば、酸化イットリウムと酸化ユーロピウムの混合物）を含まない（包装形態及び用途を問わない。）。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
32.14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材 (省 略) () ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンドその他のマスチック (省 略) この種の物品には、次のものを含む。 (1)～(8) (省 略) (9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、シリコーン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率（ただし、80%未満）の各種の充てん料（例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉）を加えたものである。 これらマスチックのあるものは、硬化剤を添加した後に使用するものもある。また、マスチックのあるものは、硬化せず、使用後に粘着性が残るものもある（例えば、音響用のシーラント）。その他に、溶媒の揮発により硬化するもの、凝固によるもの（ホットメルトマスチック）、大気にさらすこと又は混合している異なる構成要素の反応（マルチコンポーネントマスチック）により硬化するものがある。マスチックは、建築用または家庭での補修用にある種の連結部のシールに、ガラス、金属、又は磁器製品のシール又は修繕に、車体製造作業用の充てん料又はシール剤として、あるいは、接着性シール剤の場合は、種々の表面を結合するために使用される。 (10)～(13) (省 略) () (省 略) (省 略)	32.14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材 (省 略) () ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンドその他のマスチック (省 略) この種の物品には、次のものを含む。 (1)～(8) (省 略) (9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率（ただし、80%未満）の各種の充てん料（例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉）を加えたものである。これらマスチックのあるものは、硬化材を添加した後に使用するものもある。これらは、ある種の連結部のシールに、車体製造作業用の充てん料又はシール剤として、また、金属製品の修理又は金属と他の材料との結合等に使用される。 (10)～(13) (省 略) () (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
33.01 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション - 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） （削 除） 3301.12 - - オレンジのもの 3301.13 - - レモンのもの （削 除） 3301.19 - - その他のもの - 精油（かんきつ類の果実のものを除く。） （削 除） （削 除） （削 除） 3301.24 - - ペパーミント（メンタ・ピペリタのもの） 3301.25 - - その他のミントのもの （削 除） 3301.29 - - その他のもの （省 略） （省 略）	33.01 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション - 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） <u>3301.11 - - ベルガモットのもの</u> 3301.12 - - オレンジのもの 3301.13 - - レモンのもの <u>3301.14 - - ライムのもの</u> 3301.19 - - その他のもの - 精油（かんきつ類の果実のものを除く。） <u>3301.21 - - ゼラニウムのもの</u> <u>3301.22 - - ジャスミンのもの</u> <u>3301.23 - - ラベンダー又はラバンジンのもの</u> 3301.24 - - ペパーミント（メンタ・ピペリタのもの） 3301.25 - - その他のミントのもの <u>3301.26 - - ベチベルのもの</u> 3301.29 - - その他のもの （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
第 34 類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 注 1 ～ 4 (省 略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略) ただし、第34.04項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (省 略) 34.04 人造ろう及び調製ろう (削 除) 3404.20 - ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)のもの 3404.90 - その他のもの (省 略)	第 34 類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 注 1 ～ 4 (省 略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) (省 略) (B) (省 略) (C) (省 略) ただし、第34.04項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (省 略) 34.04 人造ろう及び調製ろう <u>3404.10 - 化学的に変性させたモンタンろうのもの</u> 3404.20 - ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)のもの 3404.90 - その他のもの (省 略)

関税率表解説改正

新		旧	
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー (省 略) この項には次の物品を含まない。 (a) カゼインの貴金属塩 (28.43) 及び28.44項から28.46項まで <u>及び28.52項</u> のカゼイナート (b) ~ (d) (省 略)	35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー (省 略) この項には次の物品を含まない。 (a) カゼインの貴金属塩 (28.43) 及び28.44項から28.46項までのカゼイナート (b) ~ (d) (省 略)
35.02	アルブミン (二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。) 及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) アルブミンの貴金属塩 (28.43) 又は28.44項から28.46項まで <u>及び28.52項</u> のアルブミナート (c) (省 略)	35.02	アルブミン (二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。) 及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) アルブミンの貴金属塩 (28.43) 又は28.44項から28.46項までのアルブミナート (c) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
35.04 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）（省 略） （Ｂ）その他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。） ここには、次の物品を含む。 （１）～（４）（省 略） （５）核たんぱく質（nucleoproteids）：核酸及びその誘導体と結合したたんぱく質であり、例えば、ビール酵母から分離される。核たんぱく質の塩（鉄塩、銅塩、水銀塩等）は、主として製薬に使用する。<u>ただし、28.52項に該当する水銀の核たんぱく質を除く。</u> （６）（省 略） （Ｃ）（省 略） この項には、次の物品を含まない。 （ａ）（省 略） （ｂ）たんぱく質の貴金属塩（28.43）及び28.44項から28.46項まで<u>及び28.52項のたんぱく質の塩</u> （ｃ）～（ｇ）（省 略）	35.04 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）（省 略） （Ｂ）その他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。） ここには、次の物品を含む。 （１）～（４）（省 略） （５）核たんぱく質（nucleoproteids）：核酸及びその誘導体と結合したたんぱく質であり、例えば、ビール酵母から分離される。核たんぱく質の塩（鉄塩、銅塩、水銀塩等）は、主として製薬に使用する。 （６）（省 略） （Ｃ）（省 略） この項には、次の物品を含まない。 （ａ）（省 略） （ｂ）たんぱく質の貴金属塩（28.43）及び28.44項から28.46項までのたんぱく質の塩 （ｃ）～（ｇ）（省 略）

関税率表解説改正

新	旧
36.02 爆薬 (省 略) この項には、爆薬であっても化学的に単一の化合物を含まない。これらは通常28類あるいは29類に属する（例えば、無機の硝酸塩（28.34）、雷酸水銀（<u>28.52</u>）、トリニトロトルエン（29.04）及びトリニトロフェノール（29.08））。	36.02 爆薬 (省 略) この項には、爆薬であっても化学的に単一の化合物を含まない。これらは通常28類あるいは29類に属する（例えば、無機の硝酸塩（28.34）、雷酸水銀（<u>28.38</u>）、トリニトロトルエン（29.04）及びトリニトロフェノール（29.08））。

関税率表解説改正

新	旧
37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） 3702.10 - エックス線用のもの （削 除） （省 略） （省 略）	37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） 3702.10 - エックス線用のもの <u>3702.20 - インスタントプリントフィルム</u> （省 略） （省 略）
37.05 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） 3705.10 - オフセット用のもの （削 除） 3705.90 - その他のもの （省 略）	37.05 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） 3705.10 - オフセット用のもの <u>3705.20 - マイクロフィルム</u> 3705.90 - その他のもの （省 略）
37.06 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。） （省 略） この項には、光電録音式以外の方法（例えば、機械的彫刻又は磁気録音）のみから作られたサウンドトラックフィルムを含まない（<u>85.23</u>）。	37.06 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。） （省 略） この項には、光電録音式以外の方法（例えば、機械的彫刻又は磁気録音）のみから作られたサウンドトラックフィルムを含まない（<u>85.24</u>）。

関税率表解説改正

新	旧
37.07 写真用の化学調製品（ワニス、膠（こう）着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもの）で直ちに使用可能な形状のものに限る。） （省 略） この項には、下記（Ａ）及び（Ｂ）に掲げる要件を満足し、写真像の製作に直接使用する物品を含む。 これらの物品には、次のものを含む。 （１）～（３） （省 略） （４）補力剤及び減力剤：像の明暗度を強めたり、弱めたりするもの（例えば、重クロム酸カリウム、過硫酸アンモニウム） <u>しかしながら、塩化第二水銀は、使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものであっても、28.52項に属する。</u> （５）～（６） （省 略） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （ａ）～（ｂ） （省 略） （ｃ）28.43項から28.46項まで及び28.52項に属する物品、例えば、貴金属の塩その他の物品（体裁を問わず、かつ、使用することが明らかな場合であってもこの項に含まない。）	37.07 写真用の化学調製品（ワニス、膠（こう）着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもの）で直ちに使用可能な形状のものに限る。） （省 略） この項には、下記（Ａ）及び（Ｂ）に掲げる要件を満足し、写真像の製作に直接使用する物品を含む。 これらの物品には、次のものを含む。 （１）～（３） （省 略） （４）補力剤及び減力剤：像の明暗度を強めたり、弱めたりするもの（例えば、重クロム酸カリウム、<u>塩化第二水銀</u>、過硫酸アンモニウム） （新 規） （５）～（６） （省 略） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （ａ）～（ｂ） （省 略） （ｃ）28.43項から28.46項までに属する物品、例えば、貴金属の塩その他の物品（体裁を問わず、かつ、使用することが明らかな場合であってもこの項に含まない。）

関税率表解説改正

新	旧
第 38 類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省 略) (c) 金属、砒 (ひ) 素又はこれらの混合物を含有する<u>スラグ</u>、灰及び残留物 (汚泥を含み、第26類注3 (a) 又は (b) の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照) (省 略) 号注 <u>1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</u> <u>アルドリン (I S O) 、ピナバクリル (I S O) 、カンフェクロル (I S O) (トキサフェン) 、カプタホール (I S O) 、クロルデン (I S O) 、クロルジメホルム (I S O) 、クロロベンジレート (I S O) 、DDT (I S O) (クロフェノタン (I N N) 、 1 , 1 , 1 - トリクロロ - 2 , 2 - ビス (パラ - クロロフェニル) エタン) 、ディルドリン (I S O 、 I N N) 、ジノセブ (I S O) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (I S O) (1 , 2 - ジブプロモエタン) 、二塩化エチレン (I S O) (1 , 2 - ジクロロエタン) 、フルオロアセトアミド (I S O) 、ヘプタクロル (I S O) 、ヘキサクロロベンゼン (I S O) 、 1 , 2 , 3 , 4 , 5 , 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (H C H (I S O) (リンデン (I S O 、 I N N) を含む。) 、水銀化合物、メタミドホス (I S O) 、モノクロトホス (I S O) 、オキシラン (エチレンオキシド) 、パラチオン (I S O) 、パラチオンメチル (I S O) (メチルパラチオン) 、ペンタクロロフェノール (I S O) 、ホスファミドン (I S O) 並びに 2 , 4 , 5 - T (I S O) (2 , 4 , 5 - トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</u> <u>2 第3825.41号及び第3825.49号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物 (溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。) をいう。</u> (省 略)	第 38 類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省 略) (c) 金属、砒 (ひ) 素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物 (汚泥を含み、第26類注3 (a) 又は (b) の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照) (省 略) 号注 (新 規) <u>1 第3825.41号及び第3825.49号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物 (溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。) をいう。</u> (省 略)

関税率表解説改正

新		旧	
38.05	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。） 3805.10 - ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油 （ 削 除 ） 3805.90 - その他のもの （ 省 略 ）	38.05	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。） 3805.10 - ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油 <u>3805.20 - パイン油</u> 3805.90 - その他のもの （ 省 略 ）

関税率表解説改正

新	旧
38.08 殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。） <u>3808.50 - この類の号注 1 の物品</u> <u>- その他のもの</u> <u>3808.91 - - 殺虫剤</u> <u>3808.92 - - 殺菌剤</u> <u>3808.93 - - 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤</u> <u>3808.94 - - 消毒剤</u> <u>3808.99 - - その他のもの</u> （省 略） これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。 （１）（省 略） （２）調製品の性格を有する場合は、その状態（例えば、液状、ウオッシュ又は粉末状）を問わない。これらの調製品は、水その他の液体中に有効な物質を懸濁又は分散させたもの（例えば、<u>ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、１，１，１ - トリクロロ - ２，２ - ビス（パラ - クロロフェニル）エタン）</u>の水分散液）その他の混合物から成っている。有効物質を水以外の溶媒に溶解したのもここに含まれる（例えば、除虫菊エキスの溶液（標準化した除虫菊エキスを除く。）及びナフテン酸銅の鉱物油溶液）。 （省 略） 殺虫用、消毒用等の調製剤は、銅化合物（酢酸銅、硫酸銅、アセト亜砒（ひ）酸銅等）、硫黄又は硫黄化合物（硫化カルシウム、二硫化炭素等）、鉱物性クレオソート又はアントラセン油、<u>ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、１，１，１ - トリクロロ - ２，２ - ビス（パラ - クロロフェニル）エタン）、リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、パラチオン、フェノール又はクレゾール誘導体、砒（ひ）素剤（砒（ひ）酸カルシウム、砒（ひ）酸鉛等）、植物性材料（ニコチン、たばこのエッセンス及び粉末、ロテノン、除虫菊、海葱、菜種油）、天然又は合成の植物生長調整剤（例えば、２，４ - Ｄ）、培養微生物等をもととしている。</u> （省 略）	38.08 殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。） <u>3808.10 - 殺虫剤</u> <u>3808.20 - 殺菌剤</u> <u>3808.30 - 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤</u> <u>3808.40 - 消毒剤</u> <u>3808.90 - その他のもの</u> （省 略） これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。 （１）（省 略） （２）調製品の性格を有する場合は、その状態（例えば、液状、ウオッシュ又は粉末状）を問わない。これらの調製品は、水その他の液体中に有効な物質を懸濁又は分散させたもの（例えば、<u>ＤＤＴ（1,1,1 - trichloro - 2,2 - bis (p-chlorophenyl) ethane）</u>の水分散液）その他の混合物から成っている。有効物質を水以外の溶媒に溶解したのもここに含まれる（例えば、除虫菊エキスの溶液（標準化した除虫菊エキスを除く。）及びナフテン酸銅の鉱物油溶液）。 （省 略） 殺虫用、消毒用等の調製剤は、銅化合物（酢酸銅、硫酸銅、アセト亜砒（ひ）酸銅等）、硫黄又は硫黄化合物（硫化カルシウム、二硫化炭素等）、鉱物性クレオソート又はアントラセン油、<u>ＤＤＴ、リンダン、パラチオン、フェノール又はクレゾール誘導体、砒（ひ）素剤（砒（ひ）酸カルシウム、砒（ひ）酸鉛等）、植物性材料（ニコチン、たばこのエッセンス及び粉末、ロテノン、除虫菊、海葱、菜種油）、天然又は合成の植物生長調整剤（例えば、２，４ - Ｄ）、培養微生物等をもととしている。</u> （省 略） （３）次のような製品の形状になっているもの：硫黄を含ませた帯、しん及び

関税率表解説改正

新	旧
(3) 次のような製品の形状になっているもの：硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく（容器、住居等の消毒及びくん蒸に使用する。）、はえ取り紙（毒物を含まない膠（こう）着剤を塗布したものを含む。）、果樹用のグリースバンド（毒物を含まないものを含む。）、ジャム保存用のサリチル酸含浸紙、<u>リンデン（ISO、INN）</u>を塗布し、燃焼によって作用する紙及び小さい木製の棒等 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) 殺菌、消毒用等に使される物品で、前記（ 1 ）、（ 2 ）又は（ 3 ）の記載に該当しないもの。これらの物品は、その性質によって、それぞれ該当する項に属する。例えば、 （ ）～（ ）（省 略） （ ）<u>ナフタレン、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1，1，1 - トリクロロ - 2，2 - ビス（パラ - クロロフェニル）エタン）</u>その他の化学的に単一の化合物（水溶液を含む。）（28類及び29類） （ ）～（ ）（省 略） (b) この表の他の項に含まれる調製品及び消毒、殺菌等の性質を副次的に有している調製品。例えば、 （ ）～（ ）（省 略） （ ）<u>DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1，1，1 - トリクロロ - 2，2 - ビス（パラ - クロロフェニル）エタン）ワックスの磨き料（34.05）</u> (c) ～（ d ）（省 略） （省 略） 号の解説 <u>3808.91から3808.99</u> （省 略）	ろうそく（容器、住居等の消毒及びくん蒸に使用する。）、はえ取り紙（毒物を含まない膠（こう）着剤を塗布したものを含む。）、果樹用のグリースバンド（毒物を含まないものを含む。）、ジャム保存用のサリチル酸含浸紙、<u>リンダン</u>を塗布し、燃焼によって作用する紙及び小さい木製の棒等 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) 殺菌、消毒用等に使される物品で、前記（ 1 ）、（ 2 ）又は（ 3 ）の記載に該当しないもの。これらの物品は、その性質によって、それぞれ該当する項に属する。例えば、 （ ）～（ ）（省 略） （ ）ナフタレン、<u>DDT</u>その他の化学的に単一の化合物（水溶液を含む。）（28類及び29類） （ ）～（ ）（省 略） (b) この表の他の項に含まれる調製品及び消毒、殺菌等の性質を副次的に有している調製品。例えば、 （ ）～（ ）（省 略） （ ）<u>DDTワックスの磨き料（34.05）</u> (c) ～（ d ）（省 略） （省 略） 号の解説 <u>3808.10から3808.90</u> （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
38.21 <u>微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）</u> この項には、細菌、かび類、病原菌、ウイルスその他の微生物又は植物、人若しくは動物の細胞（医薬用（例えば、抗生物質を得るため）、科学用又は工業用（例えば、酢、乳酸又はブチルアルコールの製造）において必要とされるものに限る。）が栄養分を獲得し、かつ、増殖することができる各種の調製品（<u>保存用のものを含む。</u>）を含む。 （省 略） 38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質 （省 略） この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まない。 （ a ） 28.43項から28.46項まで及び28.52項の物品（ 6 部注 1 参照） （ b ） ～ （ c ） （ 省 略 ） （ d ） <u>微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）</u>（ 38.21 ）	38.21 <u>微生物用の調製培養剤</u> この項には、細菌、かび類、病原菌、ウイルスその他の微生物（医薬用（例えば、抗生物質を得るため）、科学用又は工業用（例えば、酢、乳酸又はブチルアルコールの製造）において必要とされるものに限る。）が栄養分を獲得し、かつ、増殖することができる各種の調製品を含む。 （省 略） 38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質 （省 略） この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まない。 （ a ） 28.43項から28.46項までの物品（ 6 部注 1 参照） （ b ） ～ （ c ） （ 省 略 ） （ d ） <u>微生物用の調製培養剤</u>（ 38.21 ）

関税率表解説改正

	新	旧
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） 3824.10 - 鋳物用の鋳型又は中性子の調製粘結剤 （削 除） （省 略） <u>- メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物</u> 3824.71 - <u>- クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）</u> 3824.72 - <u>- ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの</u> 3824.73 - <u>- ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの</u> 3824.74 - <u>- ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）</u> 3824.75 - <u>- 四塩化炭素を含有するもの</u> 3824.76 - <u>- １，１，１－トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの</u> 3824.77 - <u>- ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの</u> 3824.78 - <u>- ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）又はハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）</u> 3824.79 - <u>- その他のもの</u> <u>- オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はトリス（２，３－ジブromopropyl）ホスフェートを含有する混合物及び調製品</u> 3824.81 - <u>- オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの</u> 3824.82 - <u>- ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含有するもの</u>	38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） 3824.10 - 鋳物用の鋳型又は中性子の調製粘結剤 3824.20 - ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル （省 略） <u>- 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物</u> 3824.71 - <u>- 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの</u> 3824.79 - <u>- その他のもの</u> （新 規） （新 規） （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
3824.83 - - トリス（ 2 , 3 - ジブロモプロピル） ホスフェートを含むするもの 3824.90 - - その他のもの この項には、次の物品を含む。 （ A ） （ 省 略 ） （ B ） 化学品及び化学又はその他の調製品 （ 省 略 ） （ 1 ） ナフテン酸（ある種の石油又はある種の歴青油の精製の際に得られる副産物）及びその塩（34.02項の水溶性ナフテン酸塩及び28.43項から28.46項及び28.52項の塩を除く。）：この項には、例えば、ナフテン酸のカルシウム塩、バリウム塩、亜鉛塩、マンガン塩、アルミニウム塩、コバルト塩、クロム塩、鉛塩等を含む。これらのうち、あるものは、ドライヤー又は鉱物油添加剤の調製に使用し、またナフテン酸銅は殺菌剤の調製に使用する。（ 省 略 ） （ 2 ） ～ （ 48 ） （ 省 略 ） （ 省 略 ） 号の解説 3824.71から3824.79 3824.71号から3824.79号はメタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体の混合物及びその他の物質とこのようなハロゲン化誘導体との混合物を含む。 メタン、エタン及びプロパンのハロゲン化誘導体を含む混合物の取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書で規制されている。	（ 新 規 ） 3824.90 - - その他のもの この項には、次の物品を含む。 （ A ） （ 省 略 ） （ B ） 化学品及び化学又はその他の調製品 （ 省 略 ） （ 1 ） ナフテン酸（ある種の石油又はある種の歴青油の精製の際に得られる副産物）及びその塩（34.02項の水溶性ナフテン酸塩及び28.43項から28.46項の塩を除く。）：この項には、例えば、ナフテン酸のカルシウム塩、バリウム塩、亜鉛塩、マンガン塩、アルミニウム塩、コバルト塩、クロム塩、鉛塩等を含む。これらのうち、あるものは、ドライヤー又は鉱物油添加剤の調製に使用し、またナフテン酸銅は殺菌剤の調製に使用する。 （ 2 ） ～ （ 48 ） （ 省 略 ） （ 省 略 ） 号の解説 3824.71及び3824.79 3824.71号及び3824.79号は非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）の混合物及びその他の物質とこのようなペルハロゲン化誘導体との混合物を含む。 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみによりハロゲン化されたものに限る。）を含む混合物の取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書で規制されている。

関税率表解説改正

新	旧
38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注 6 のその他の廃棄物 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （ a ）金属、砒（ひ）素又はこれらの混合物を含有する<u>スラグ</u>、灰及び残留物で、砒（ひ）素若しくは金属の回収又はこれらの化合物の製造に使用される種類のもの（26.20） （ b ）～（ d ） （省 略）	38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注 6 のその他の廃棄物 （省 略） この項には、次の物品を含まない （ a ）金属、砒（ひ）素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒（ひ）素若しくは金属の回収又はこれらの化合物の製造に使用される種類のもの（26.20） （ b ）～（ d ） （省 略）